

第32回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和元年6月12日（水）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島家庭裁判所 第1会議室

第3 出席者

1 委員

太田晃詳（委員長）、北目純子、齋藤岳彦、齋藤可子、田中邦彦、
中川浩然、挾間章博、松浦五月、吉川毅一（五十音順、敬称略）

2 説明者

井筒事務局長、小澤首席家裁調査官、古屋次席家裁調査官、細井首席書記官、齋藤次席書記官

3 係員

岸浪総務課長、菊池広報係長

第4 開会等

委員長挨拶

第5 議事及び質疑応答の要旨

1 テーマ「児童虐待における家庭裁判所の関与」

（説明者：古屋次席家裁調査官、齋藤次席書記官）

以下の内容で説明を行った。

(1) 児童虐待について

ア 児童相談所における児童虐待相談対応件数・内容

イ 虐待の定義・背景

ウ 家族の特徴等

エ 児童虐待の影響

オ 児童虐待と親権

(2) 児童虐待への対応～関係機関の連携～

ア 虐待の発見

イ 児童虐待に関わる関係機関

ウ 関係機関の連携が必要な理由

エ 児童相談所の対応

(3) 児童虐待対応における司法関与について

ア 臨検・捜索許可状

イ 施設入所等の措置についての承認審判など

ウ 親権喪失・親権停止等の審判

エ 特別養子縁組許可の審判

(4) 事例紹介

2 意見交換・質疑応答

(委員)

児童福祉法28条審判の審理期間はどの程度か。

(説明者)

先に説明した事例では、概ね2か月である。

(説明者)

家庭局が発行している「親権制限事件及び児童福祉法に規定する事件の概況－平成30年1月～12月－」の6ページを参照されたい。これによれば「3月超え4月以内」が最も多い。

(委員)

一時保護所と児童養護施設の違いを教示されたい。

(説明者)

大きく言えば、一時と定住の違いである。一時保護所において、児童は規則正しい生活をしながら、担当の児童福祉司や医師と面接

をするほか、様々な検査・行動観察を受ける。すなわち処遇を検討するための資料収集が行われる。一時保護中の児童は、通学・通園ができない。

(説明者)

一時保護所は、児童相談所が児童を緊急に保護するために児童相談所に付設されている施設である。一時保護の理由としては、虐待のほか、非行や親の病気や死亡など、様々な理由で監護ができない児童が入所している。

(委員)

慎重に審理しなければいけないが、審理期間が決して短くないということと、一時保護所での生活は、児童にとって中々厳しい印象を受けた。

(委員)

右肩上がりの年度別の児童虐待相談件数のグラフが印象的である。平成11年、12年はインターネットが普及し、家庭にパソコンが入った時期であり、児童虐待相談件数が急激に上がった平成22年はスマートフォンが普及し始めた時代である。国民が気軽に様々なことを調べて、児童相談所に相談できるということを知ることが可能になったことが、相談件数の増加の要因として考えられないか。虐待の実数と、相談件数との関係が分かれば教えていただきたい。

(説明者)

虐待そのものが増えている可能性もあるが、法律の整備、各種啓蒙活動やマスコミの報道等により、これまで暗数化していた事案が児童相談所や市区町村に通報されるようになったと考えられる。

委員が指摘された技術の進歩が相談件数を押し上げているという視点は、参考になると感じた。

(委員長)

調べる手段が発達したことに加えて、警察が配偶者間暴力を見た子どもを、虐待の一類型である「心理的虐待」を受けたと認識するようになり、相談件数が増えていることも考えられる。

(委員)

痛ましい事件が多く、深刻な問題と捉えている。結局のところ、虐待の有無の認定をするのは裁判所なのか。個別の事案では、虐待の「虞」があって通報されるのだろうが、親権の壁に阻まれ、尊い命が守れない事案があるように見受けられる。法改正によって、この辺りが明確になればと考えている。

(委員)

検察庁では、専ら刑事事件として立件された事案を取り扱っているが、取調べにおいて生い立ちを聞くと、過去に親に虐待を受けている被疑者の割合が比較的高い印象を持っている。虐待の連鎖をどのように断ち切るかが難しい問題である。

児童虐待の防止については、関係機関の連携が最も大切であると考えている。

(委員長)

虐待を受けた親は、無意識に虐待をしてしまうのか。

(委員)

虐待を「当たり前」と捉えていることと、攻撃的な性格に育ってしまうことがあると考える。

(委員長)

親権が壁になるということはあるか。

(委員)

特に壁になるとは考えていないが、警察が家庭に介入する際に、

いわゆる「しつけ」の範囲内なのかどうかという点で、強制捜査に躊躇する要因の一つになってしまっているかもしれない。

(委員)

母親として、子どもを叱るに際し、そのことが子どもの心の中にもどのように残るのかと、その都度考えながら育ててきた。虐待の問題解決のためには、親自身を成長させる必要があるところ、虐待をする親を指導する人がいない実態がある。児童虐待の事案を聞けば、児童相談所の職員が訪問しても、立ち入り等を拒否する親がおり、そのまま事案としてエスカレートしてしまう事案もあるようで、困ったものだと思っている。強制的に踏み込むとか、調査の拒否ができないような、強い権限を児童相談所に与えられないものか。

(委員)

社会保険労務士の業務として、障害年金の手続を頼むため福島市内の児童相談所に赴いたことがあるが、児童相談所の業務は手広く深く、いくら職員がいても足りない印象を持った。

最近の札幌の事件で「臨検」という言葉を知った。本日、これについて説明を聞いたが、すごく重要なことだと感じた。臨検捜索許可状の請求が土日祝日に及ぶ場合に裁判所としての態勢は整っているか。

児童の施設入所に関する手続には、必ず家裁が関与することになるということで良いか。

(説明者)

平成20年の臨検捜索制度の導入後、平成29年までの間にこれによって実施された立ち入り調査の件数が、全国で17件しかなかったことが今年3月に新聞報道された。平成15年から平成27年までの間、児童虐待における死亡事例は678人に及ぶ。このよう

な事例を防ぐための切り札として臨検が導入されたものの、関係者が二の足を踏んでいる実情が見て取れる。

児童虐待対応の最終目標として、家族の支援と統合があるところ、当初の家庭への介入と、その後の家族統合に向けた支援を同じ担当者が行っているという児童相談所の実情があると聞いている。児童を保護する部署と、その後の児童や家庭の支援をする部署を独立させることも有用と考えられ、そのような動きもあると聞いている。

臨検捜索許可状の請求への対応については、土日祝日であっても対応できる態勢を組んでいる。

施設入所について家裁が必ず関与するかどうかについては、例えば一時保護について、親権者の意に反して2か月を超えて一時保護の継続を求める場合等には家裁が関与するが、保護者が施設入所に同意すれば、児童相談所からの申立てはないので、全ての場合に家裁が関与しているわけではない。

(委員)

なぜ臨検捜索について関係者は二の足を踏んでいるのか。発付の要件が厳しいのか。

(委員長)

特別に要件が厳しいものとは認識していないが、発付の前提となる請求がされない実情があるので、今後の関係機関との協議会において、請求に当たってのあい路があるのかを確認したいと考えている。

続いて、虐待の発見の端緒について、御意見はいかがか。

(委員)

医療機関が端緒となった件数はいかがか。

(委員長)

配付資料によれば、全体に占める医療機関が虐待発見の端緒となった割合は、過去数年で大きな変化はないが、件数としては、年々増加している。端緒としての医療機関の役割は大きい。

(委員)

医療機関の意識は高まっている実感がある。実際、小児科の医師等ならば、虐待による外傷は分かるのではないか。

(委員長)

無関心な時代と言われるが、資料を見ると、近隣や知人による通告が増えていることも分かる。

(委員)

学校が端緒となった事例があった。定期健診で児童の怪我を見つけ、学校が警察と児童相談所に通告したものと記憶している。知人等の通告が端緒となった事案については記憶がない。

(委員長)

裁判所の役割等への期待についてはいかがか。

(委員)

感想になるが、裁判所としての関与の限界は理解した。虐待の問題には様々な要因があり、虐待件数をゼロにすることができなくても、少なくとも児童が命を落とすことがないうちに防げないものか。もちろん連携が大事であるが、児童相談所にせよ、裁判所にせよ、児童虐待の問題に関わる人材をどのように育てていくかということもある。家庭裁判所調査官の関与を見ると、きめ細やかで、知識、行動力、判断力があると感じる。「児童たちのために」という強い意識がないと務まらないことだと思ふし、そのような意識を持った職員がいることが大事だと感じている。

(委員長)

いわゆる一般的な裁判は、申立て等を受けてから裁判所が関わるという受け身な面があるが、家庭裁判所には家庭裁判所調査官が存在しており、家庭等に行って調査を行うなど積極的な関わりができる仕組みになっている。委員の御意見のとおり、児童たちのために躊躇することなく行動することと、これができるような人材を育成することが大事だと考えている。

(委員)

児童の命や安全を守るのが一番で、そのための人材育成や、ネットワークも大事なことである。教育の在り方や、虐待そのものをなくすにはどうしたらよいかを考えなければならない。先ほど委員が述べた「叱るときには子どもの心に傷が残らないように」ということは大切なことである。児童が自分を否定しないように、心の傷を癒していかなければならない。非常に深く広い問題である。

(委員)

虐待としつけは全く違う。親の身勝手に児童を傷つけていることは残念なことで、そのような児童を本当にゼロにしたいと思う。

(委員)

実際に命を落とす児童たちがいることから、社会のセーフティネットを働かせる必要がある。虐待相談件数も少ないとは言えない実情であり、社会全体として見守ることが必要である。裁判所にもその役割の一端を担っていただきたい。

(委員)

児童虐待は許されないという理念を共有して、関係機関にも継続的に働き掛けていく必要があると考える。

(委員)

昨今の悲しい事件等は、家庭裁判所が関わる以前の事案が多い。

家庭裁判所が関われる段階までいけば，結果が違ったのではないか。裁判所の中立性も理解できるし，裁判所の様々な手続について敷居が高いと思っているわけでもないが，児童相談所が家庭裁判所に相談しやすく，かつ連携が取りやすい状況になれば，痛ましい事件が減るのではないか。

(委員長)

職員の気構えを含め，今後の態勢の整備等，御意見を執務に活かして参りたい。委員の皆様方から貴重な御意見をいただき，参考にしていきたい。

第6 次回（第33回）開催について

1 日時

令和元年11月1日（金）午後1時30分とすることです承された。

2 テーマ

追って定める。

第7 閉会